

お知らせ

令和6年度健康づくりポイントの応募締め切りは3月10日(月)です

健康診査やがん検診の受診、ウォーキングなど3カ月以上継続した運動習慣や健康管理の取り組みで合計15ポイント以上を貯めて応募すると、応募者全員に市温浴施設などの入浴券1回分または地産地消推進店の利用券500円分をプレゼントします。さらに、応募者の中から抽選で、市宿泊施設の宿泊利用券やメイド・イン上越認証品などが当たります。

対18歳以上の市民 申問専用サイト、郵送、電子メール、ファクシミリまたは、窓口への持参のいずれかで健康づくり推進課(☎025・520・5712)へ 他 令和5年度

応募者全員プ



3月31日(月)までです。お早めにご利用ください

「ウィズじょうえつからの「おたより」を発行しました

市では、家庭や職場、地域での「男女共同参画」をテーマにした情報紙「ウィズじょうえつからの「おたより」」を年4回発行しています。

今号では、ハラスメントの防止について掲載しています。おたよりは、市役所木田第一庁舎1階や、各総合事務所、南・北出張所などの公共施設にあるほか、市ホームページに掲載しています。

問 男女共同参画推進センター (☎025・527・3624)



男女共同参画推進センター図書コーナー

男女共同参画に関わる図書(500冊超、内訳は二次元コードから)を無料で貸し出しています。当センター内のスペースで閲覧もできます。

時 平日11午前8時30分～午後5時15分、土曜日11午前9時～午後5時(定休日11日曜日、祝日、年末年始、毎月第3水曜日(祝日の場合は翌日)) 他 貸し出しには氏名、現住所

が確認できる

ものが必要。

貸し出しは1

回あたり2週

間、5冊まで

問 男女共同参

画推進セン

ター(☎02

5・527・

3624)



書き損じはがきを集めています

カンボジア

の地雷被害を

なくすため、

書き損じはが

きなどを集め

て換金し、地

雷撤去団体へ

寄付していま

す。はがき2

～3枚で1平方メートルの地

雷撤去費用になります。

対書き損じ・未使用はがき、

未使用切手、未使用テレフォ

ンカード、QUOカードなど

申問 令和7年3月31日(必

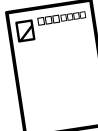
着)までに郵送で(二財)カン

ボジア地雷撤去キャンペーン

(〒814・0002 福岡市早良区西新

1・7・10・702、☎09

2・833・7575)



過疎地域における事業用資産の課税免除

問合せ…産業立地課(☎025-520-5736)

令和6年に過疎地域内で取得などをした事業用資産(土地・家屋・償却資産のうち機械装置)は、3年度間、固定資産税の課税免除を受けることができます。

国税の優遇措置の適用を受けるには、税務申告前に事業用資産の取得などについて市の確認を受ける必要がありますので、ご注意ください。適用要件など詳しくは市ホームページをご覧ください。

●主な適用要件

項目	内容
対象地域	安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区、名立区
対象業種	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業
対象となる固定資産	土地：取得後1年以内に工場などの建設に着手したもの 家屋：建物の新設や増設、改築、修繕など 償却資産：生産設備などの新設や増設 ※ただし、資本金が5千万円を超える法人は、新設または増設のみが対象
対象となる取得価額	500万円以上 ※対象者の資本金の規模に応じて異なる

※このほか、過疎地域以外の地域でも設備投資などを支援するさまざまな優遇制度がありますので、問い合わせてください。



もよおし・講座

募集

無料相談